

公益社団法人日本技術士会 東北本部 岩手県支部
慶弔・災害等見舞金規程（案）

（総則）

第1条 この規程は、会員の慶弔および災害見舞金等に関する事項について定めたものである。

（適用範囲）

第2条 この規程は、岩手県支部に所属する会員に対して適用する。

（慶弔、災害見舞金の種類）

第3条 慶弔、災害見舞金は、次のとおりとする。

- ① 弔慰金
- ② 災害見舞金
- ③ その他（慶事等）

（弔慰金）

第4条 会員が死亡した場合は、弔慰金として5,000円を支給する。

- 2 特に功労のあった会員に対しては、前項の支給額を増額することができる。

（弔電、生花、花輪）

第5条 会員及び会友が死亡した場合には、支部長名をもって弔電を発信し、生花または花輪を献ずる。

（災害見舞金）

第6条 会員が不時の災害（風水害、地震、火災その他の事故による災害をいう。）により怪我、住居家屋または、家財に損害を受けたときは、災害見舞金として10,000円を限度として支給する。

（その他）

第7条 会員及び会友の慶事に対して支給する。支給額は慶事の内容から支部長が判断して決定する。

（附則）

この規程は、平成25年8月〇〇日から施行する。